

報告第4号

専決処分の報告について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年2月26日提出

嘉島町長 鍋田 平

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年11月13日（水）午後5時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 嘉島町大字下六嘉2955番地北東約180メートル先路上 |
| 3 | 和解の相手方 | 御船町在住者（女性、車両所有者） |
| 4 | 事故の概要 | 上記日時及び場所において、相手方（運転者は男性）が運転する車が町道を走行中、ポットホールにより、タイヤに損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償の額 | 101,200円 |
| 6 | 和解事項 | 本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないこと。 |
| 7 | 専決日 | 令和7年1月10日 |